

## 令和7年度犯罪被害者等支援推進会議議事録

- 1 日時：令和7年10月23日 14時00分から16時00分
- 2 場所：広島県庁本館R階R4会議室
- 3 出席者：池田委員、伊藤委員、内野委員、河口委員、北口委員、孫委員、濱野委員  
檜山委員は欠席（事前聴取）
- 4 会議資料 別添のとおり
- 5 内容  
県から取組を説明した後、各委員から意見を伺った。

### 【議題1に関する各委員からの御意見等】

(委員からの御意見 (事務局からの報告))

- 県で実施している施策について、ホームページ等で公表するだけでなく、このような支援があるという道筋を被害者に説明する体制が必要だと思う。

(事務局)

- 県で被害者支援ハンドブックを作成しており、県警や被害者支援センターの御協力のもとで、被害者の方に御説明させていただいていると回答した。

(委員)

- 委員のおっしゃったとおり、県の取組をホームページで公表したり、このような会議で私たちが承知するというのも意味があるが、ホームページを見るのは、被害者支援に関係する者だと思う。
- 二次被害では、SNS等での誹謗中傷も大きな問題に発展しているが、誹謗中傷がそもそも犯罪だという認識ができていない大人もだが、特に子供が多い。あなたの行為は犯罪ですよ、あなたが受けているのは犯罪被害ですよ、被害を受けたら相談してくださいということで、県であれば授業やテーマ講座等をされていると思うので、教育現場で広報をしていただきたい。また、それが抑止力にもなると思う。
- 二次被害の防止・軽減について、例えば群馬県のホームページは二次被害について、すごく強いメッセージを出しているので、そういう形でホームページに出されても良いのではないか。
- 広報・啓発について、11月25日から12月1日の被害者週間に合わせて広報啓発に力を入れてきたが、今年度からは月間に変わるので、皆様のお知恵をお借りしながら広報啓発をしていきたい。
- 資料やパンフレットについては、いろいろお配りいただいているので、今後ともお願いしたい。
- 最近の犯罪について、性犯罪に関する相談電話がセンターにもよくかかる。その中で、今までの性犯罪よりも難しいと感じるのが、グルーミングによる子供の性被害である。親は性被害と認識しているが子供は性被害だと認識していないというような、親子間の認識の違いによるトラブルも生じている。

これは、子供への教育が左右すると思うので、親に言える、学校の先生に言えるように何とかできないか、教育の部分が大切だと感じる。

(事務局)

- 誹謗中傷に関しては、県警の方でも課題意識を持ってるので、引き続き連携していくたいと思っている。
- 群馬県のホームページについては、確認させていただく。

(委員)

- 群馬県のホームページは、知事がメッセージを強く出していて、条例の紹介動画の中にそれが入っている。例えば、誹謗中傷は犯罪ですというような形で、正しく理解してもらう。

(事務局)

- 誹謗中傷にも直接的な一次被害のようなものと、発生した事件について SNS で拡散されるという二次被害があり、県では、二次被害の防止という視点で、弁護士費用の補助を行っている。

(委員)

- 名誉毀損になるのか侮辱罪になるのか、それに当たらないグレーゾーンになるのかなど弁護士としても難しい部分だと思うし、支援する側も、被害を受けている側も判断しかねるところだと思う。全く関係の無い人が、全く根拠のないことを載せてそれが広がってしまうのが SNS の怖さであり、二次被害の幅が広くなっていると思う。

(事務局)

- 先ほどのグルーミングの件も含めて、子供の SNS 利用というのは課題に思っており、当県ではスマホのフィルタリングの利用率向上などの取組をしている。

学校関係者については、教育委員会と話す中で、性被害ワンストップセンターが知られていないということがあり、校長協会や PTA 連合会と話をして、性被害ワンストップセンターという相談機関があるという認識をしてもらっている状況であり、引き続き、教育委員会や県警と連携して、できることを探していきたい。

(委員)

- そういった取組の中で、ワンストップだけではなく、学校のスクールカウンセラーや養護教諭、交番の警察官、被害者支援センターなどさらに窓口を広げていただけたと良いと思う。小学生の被害も出ているので、教育の現場への広報啓発に力をいれていただきたい。

(委員)

- 3ページ目 (4) 法的手続への適切な関与について、民事と刑事があって取組内容はほとんど同じだが、自己評価は○と○で異なっており、何回資料を読んでもその理由が分からぬ。
- 「○○を令和6年度に実施した」で終わっているので、その先のどういった課題があるかという部分まで書き込んでいただくと、私たちのよう第三者にも分かりやすいと思う。その時に県としてこういった事業をしました、取り組みましたというのは単なるアウトプットなので、それでもって、被害者の方、家族の方の問題解決に繋がったかどうかという、いわゆるアウトカムまで書き込んでいただくと、○と○の区別がつくと思う。
- 資料の2ページ目、県営住宅の斡旋のところ。いずれも該当なしで、これもまさに、「何々をした」ということで○だが、該当がなければ場合によっては、判断保留でも良いのではないか。そして、最終的には、今 49 事業のうちの○が何個、○が何個としているが、そのうちの 2 つか 3 つは判断保留とし、分母は 47 とか 46 にしても良いと思う。

(委員)

- 今年度においても新たに 8 市町が条例を施行するなど、県内の被害者支援の充実を実感している。

- 資料からは離れるが、経験が浅い市町については現場にいるとまだ慣れていないくて、いろいろな課題を抱えているので、それぞれの市町の取組について、県はいろいろなノウハウを持っているので、まだ支援になじんでいない市町にアドバイスとか、コンサルテーションをして関わっていただきたい。
- 全体的に充実してきて、市や町も熱心に取り組んでいただいているのは、実際に研修会に行っても感じるので、県が市町をコーディネートしていただけすると、すごく助かるなど支援の現場としては感じる。

(事務局)

- 参考資料1の県内の条例の制定状況について、22市町で条例が制定され、取組方針を始めた当初からすると、かなり理解が広がっていると思う。
- 市町会議等を毎年開催しており、そこでテーマ等を定めて、実際の被害者支援の動きなどを説明していきたい。

(委員)

- 6ページの（2）必要な支援にアクセスしやすい環境の整備というところ。取組自体がアからコというふうにかなり細かく、数多く対応いただいていることだと思う。
  - アの児童虐待について、教育委員会も担当所属の欄に入っているが、児童虐待は学校の先生にとっても身近な児童生徒のことで、関心を強く持って学校現場やこども家庭センター等と連携しながら日々取り組んでいる。
- 学校現場では、生徒指導主事の皆さんがある、そういう取組に直接関わることが多いので、学校に配置されたソーシャルワーカーがいればその生徒指導主事の先生方、あるいは養護教諭とともに取り組んでいるという状況にある。
- イの被害少年等が相談しやすい環境について、これは被害を受けた人が自ら話をしていくということは乗り越える壁というものがあるのかなと思う。少年、児童生徒で被害に遭った子ということで考えると、どういうふうに話をしてもらうか、訴えてもらうかというところは関心を持つところ。

これはキの子供を対象とした加害者・被害者にならないための教育のところとも関連すると思うし、今回の資料の一番最後のところにも触れていただいているが、「生徒指導のてびき」が、令和7年3月に改訂されており、この中にも加害児童と被害児童ということで、学校として、それぞれの子供たちにどういうふうに対応するのかということ、先生方はこういうことに気をつけて対応してほしいということが書いてありますので、学校としてチームとして、しっかり日々の業務の中で取り組んでいる。

- ウ・エの障害者、高齢者の虐待に関する相談支援について、広島弁護士会と広島県社会福祉士会が高齢者障害者虐待対応専門職チームを構成し、協定を結んで市町の支援に伺っているところ。

その中で、2つの専門職がよく協議をしたり、あるいは勉強会をしたりして、支援に直接関わっておられる市町の行政職の方に、それぞれの専門領域からの助言を差し上げるということをしている。

相談支援という部分で、このような専門職団体が機能している。

- オとカの性犯罪・性暴力被害について、カの方は子供の性犯罪・性暴力被害に関する啓発等というところで、これはもう皆さんご承知のように、こども性暴力防止法が、成立しましたので、その施行に向けての準備が日々進められているところ。

こども家庭庁が中心になってやっておられると思うが、そうした中で、先般も横断指針というものが示され、学校現場ではどういう対応をするかということがかなり細かく書かれている。子供が性被害に遭ったということを学校で、例えば先生にどういうふうに話すのか、あるいは先生はどのように聞いたらいいのか、逆に警察の面接等が難しく

ならないような配慮をするなど、様々な視点での細かな対応の仕方も書かれていたと思う。

- 9ページ②の人材の育成について、アの行政職員等を対象とした研修の実施ということで、大変多くの方に参加いただいている。第1回は156名、第2回は75名でこちらは演習も入っているということで②の評価をしていただいている。これはもっと強力に進めていっていただければありがたい。
- 福祉という部分でいうと、社会福祉法の改正の中で、包括的な支援体制ということが盛り込まれ、そこに今の事業で言うと重層的支援体制整備事業が設けられ、そうした中で市町の様々な相談窓口が包括的に一つになるということを目指している。

今までの縦割り、例えば障害の相談、高齢の相談、児童の相談、生活困窮の相談、これが1つの窓口でできるといいよねということ。私たち社会福祉の方でいうと、スペシフィックな1つの分野に特化したというのも必要だが、幅広く対応ができる、ある程度知識もあってというジェネラリストとしてのソーシャルワーカーを目指していこうということをやっている。そういう幅広い分野の相談をお受けしますという力量を持たれた行政の職員さん、市町の方が今の包括的な支援体制ということで整備を進められていて、そこに犯罪被害についても相談されるということは考えられるので、そこの現場の方々の人材育成、資質の向上というところ、ここに力を入れていただけると非常にありがたい。

具体的にはキャリアパスがどうなのかというところまで今後は進んでいくと思うが、今回はこれが始まったというところでまずは知ってくださいというステージだと思いましたので、人数の方もしっかりと受けていただいているなと思った。

- 9ページの④重大事案における支援について、先ほど申し上げた「生徒指導のてびき」を生徒指導等を行う先生方やスクールソーシャルワーカーの方の手に取っていただき、活用されることが児童生徒の助けになると思う。

(委員)

- 条例について、広島県はすごく進んでいると思います。私もいろいろな県に講演活動に行きますが、24市町村ある中6市町村にとどまっている県もあります。ほかにも34市町ある中、まだ条例制定は1町しかなく、一番要望の多い見舞金制度は制定率がゼロという県もありますから、それを知れば広島県は素晴らしいと思うし、良い県に住んでいると思います。被害に遭わないことが一番だが、被害に遭ったときには、被害者や被害者家族の支援にすごく力になっていたら感じる県だと感じております。
- 先ほど委員の方から言われた重大事案における支援について、これが被害者になるかどうか自分でも疑問ではあるが、我が家の事件の場合、娘は当時高校2年生で、当然親友もあり、同じクラスの人間、高校生だったので同じ中学から同じ高校に行かれた生徒さんもおられます。実際何か被害を受けたかといえば被害は受けていないが、やはり精神的にものすごく厳しい面があったのではないかと感じている。

当時、自分のことで精一杯で娘の親友とかクラスのことは全く頭になく、少し年月が経って、彼ら彼女らがどうしていたのかなという気持ちをやっと思えるようになってきた中で、直接的な被害には遭ってはないが、被害者になるのでは?という思いを持ちました。支援自体ができるかできないかというのは多分難しい問題だとは思うが、やはり未来ある若い子供たちには、少しでも傷を受けたのならその傷を癒やすようにしていただきたい。

- 最後に一番大事なのはやはり被害に遭わないこと。常日頃から、自分や家族の安心安全を考えてくださいというのは難しいですが、最近は訳のわからない事件も多いので、そういう凶悪事件は他人事としてみないように、言葉は悪いですが、明日は我が身というような思いで、常に気を張れといえば疲れますから、たまには気を張って考えるようしてください。

(事務局)

- 今お話がありました直接被害に遭っていないが、関係する学校の人たちという意味では、重大事案に限らず、たくさんの影響があると思われる案件については、すぐに県警で被害者連絡協議会という会議を開催し、市町や教育委員会、関係機関含めて集めて、どういった体制が必要なのか、どんな支援が必要なのかというのを話し合う場を設けており、教育委員会関係であればカウンセラーの派遣もしている。
- 被害に遭わないのが一番だが、何かあったときに被害者を支援する体制をすぐに取れるよう、準備しておくことが大事だと思っている。

(委員)

- 私は今年から委員に就任したということで、事前にお話も伺ったが、被害者支援制度の情報提供について、非常に力を入れて取り組んでいただいていると思う。  
ただ、私は外国人なので外国人に関する情報に注目してしまうが、一般市民や外国人は情報にアクセスしにくい、あるいは情報をどこから入手できるのか難しいところもあると思う。
- 3ページの（4）のところ「『外国語版被害者の手引』のデータを組織共有し必要に応じて印刷して配布した」という記載内容について、具体的にどの組織でどのように共有されているのか気になった。
- 私は広島大学でも日本人学生や外国人学生から相談を受けている。例えば、最近受けたのは、中国人留学生の方がAlipayというアプリ、それを通じて大使館の者ですという電話があつて、あなたたち日本の法律に違反したので、罰金を支払ってくださいと。しかも大使館のウェブサイトも偽造しており、学生がアクセスすると本物のような大使館のサイトが出てくる。結局、大学側に相談しながらも、多分大丈夫だろうと思って、次々振り込んでしまったという事案があり、そういう大使館や警察を装った偽電話や特殊詐欺は、日本の警察が直接対応することが難しいので、解決にはならず、落ち込んで大学に相談てくる。  
大学の職員として、大学の健康センターにお願いして、カウンセリングを紹介することはできるが、できれば大学と連携してイベントをやって、大学の支援室などを通じて、チラシの配布やこういう被害が頻繁に起こっているので気をつけてくださいというように、何か検討、対応していただければ、学生や外国人、一般市民ももっとアクセスがしやすくなると思う。
- 刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供について、いろんな制度や法律があるので、具体的にどういうふうに紹介されているのか、あるいは法の改正によって新しい制度が始まつたこともある。例えば、令和5年10月1日から始まった、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度については、まさに被害者と被害者のご親族の方々のための制度なので、令和6年版の犯罪被害者白書を調べてみたら、矯正局の方でも、専用のウェブサイト、QRコードを作られている。そういうふうに、各機関と連携をしながら、より多くの方にそういう本当に役立つ制度を知っていただきたい。
- 先ほど申し上げた被害者の手引について、私が調べたところ、愛知県では警察のホームページにアクセスすると、1ページ全部が日本語、中国語、英語、スペイン語、ベトナム語など多言語で作られており、しかも結構シンプルで見やすい。資料に記載されている外国語版というのは、おそらく英語だと思うが、英語が通じない外国人も多いと思う。外国人観光客や私のように広島に住んでいる外国人も増えているので、多言語対応していただけるとありがたい。

(事務局)

○ 外国人観光客も増えているし、特定技能外国人も増えているという状況もあるので、外国人の方への犯罪被害者支援の手法がありますよという周知に関して、昨年ひろしま国際センターに被害者支援センターのパンフレットを置いてもらって、そこでも認識をしてもらっているという状況もあるが、実際に国際センターの方に相談に来てもらって、それを支援センターにつなぐかというのは別問題。大学の方とも連携できるようであれば、是非やらせていただきたい。

(委員)

○ うちの大学では、支援室の窓口にカウンターがあるので、そこにいろんなチラシが置いてある。そこに置いてあつたら、学生さんが必ず支援室に行くので、自由に手に取って、簡単にアクセスできるようになると思う。

(事務局)

○ 先ほどご指摘ありました3ページのところの組織共有について、これは警察の中で共有したという意味である。分かりにくくて申し訳ない。

(委員)

○ 例えば何か被害にあって、警察に通報する場合、そういうものがあるよって渡されるということですね。

(事務局)

○ 相談に来たときにお渡しするという形。  
○ 大学の支援室を通じて何かできるかというのは、またこちらからも連絡させていただければと思う。  
○ 愛知県警のホームページについても確認する。

(委員)

○ 1の被害の軽減・回復に向けた支援について、昨年度、この支援制度の利用率が低いということで議題に上がったと思うが、こちらが1件使われたというのは良かったと思う。

ただ昨年も申し上げたことで、ここで協議してもどうしようもないのかもしれないが、支援の対象者の要件が狭すぎると私は思っている。取材対応をしないといけないのは、故意の犯罪行為で重大な犯罪被害を受けた場合だけではない。

例えば学校内の性被害が発生したとき、教職員から子供たちに対してという事案があった場合、やはり注目を集めるので、取材対応しないといけなくなる。故意の犯罪行為には該当したとしても、重大な犯罪被害というところに当たらないから使えないみたいになってしまって、ちょっと要件が狭すぎるのでないかと思う。

この要件が広がっていけば、もっとたくさん使っていただけるような制度になると思う。

○ 3ページの法的手続きを適切な関与について、刑事裁判の初回の期日間際になって、被害者が被害者参加したいと言っていると検察庁から急遽電話がかかってきて、被害者支援センターなどがバタバタ動く事案が実際ある。

でも、それまでに警察にまず被害届を出しているはずだし、その時に広島被害者支援センターの話はおそらく聞いていると思う。ただ、被害者は被害の直後ということで、話を全部覚えていられない。県警の方でも被害があったときに、一度だけでなく、動搖が激しいとかそういう様子を見たら何度か被害者支援センターの存在を伝えて、パンフレットを差し入れていただいたりして、早い段階で、被害者と支援者が繋がるという状態があればいいなと思う。

今年度でも2件ぐらい期日の直前になって、被害者参加したいということがあったが、被害者参加は支援の最終形態というか、刑事裁判にも付き添うが、その前にたくさん支援があり、法律相談があり、警察の取り調べへの対応があり、その段階でも支援が必要であったはずなのに、そこではおそらく何の支援も受けていない。

そういう意味では早い段階で支援センターなどに繋げていただきたい。

- 5ページの必要な支援にアクセスしやすい環境の整備について、毎年申し上げているが、性被害ワンストップセンターのステッカーはいろいろなところで見るが、被害者支援センターのステッカーは見ない。おそらく支援センターのメインは警察からのルートで相談に繋がることが多いと思う。しかし、どこかで犯罪被害に遭った方が、ワンストップセンターは性被害なので、性被害じゃなければこれは私は対象じゃないっていう裏メッセージにもなる。

例えば、家庭内で暴行や傷害の被害を受けている人が、ワンストップセンターに電話しようとは思わないはずなので、犯罪被害なら受け付けてますという支援センターの告知はもっとあったほうが良いと思う。

昨年も申し上げたが、ワンストップセンターであろうと被害者支援センターであろうと、法律相談に繋がるときには広島弁護士会が受ける。そうなると、どのルートであっても、広島弁護士会さえ情報がキャッチできれば支援にもつながれる。広く犯罪をカバーする支援センターという意味でも、どこかに受け皿があるというのを被害者の方に知っていただきたいと思っているので、被害者支援センターの広報はもう少し積極的に実施していただきたい。

- 6ページの必要な支援にアクセスしやすい環境の整備について、これも昨年申し上げたが、このタイトルは被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する支援ということなので、注目されるのは障害者であったりとか、子供の性犯罪とかであったりとか、隠密化しやすい形ということで、件数も多い。潜在化しやすいという意味では、親から子への虐待であったり、ここ最近弁護士会で話題になっているのは、デートDVの事案が結構あって、話を聞いたら、暴行を受けて傷害を受けているが、それが表沙汰にならないで結構大きな事件になって発覚するみたいなことがあった。

それは、長い時間かかるが、要は教育のところから、性被害とかに特化しないで、一個人として生きていく上でのパートナーシップのあり方、家族のあり方というのを教育の中で伝える必要がある。被害を受けている人は声を上げても良いんだ、これが被害なんだというのを、子供達に小さい頃から伝えていくしか身を結ばないと最近つくづく思っている。なので子供たちの教育という場合には、性被害だけというように対象を絞らないでいただきたい。

(事務局)

- 二次被害防止・軽減支援金について、まず故意犯でないといけない、身体犯でないといけない、親子はだめだとか、そういう条件は、警察庁の犯罪被害者給付金や見舞金も含めて同様になっている。

現時点で、今年度の二次被害防止・軽減支援金の実績は0件なので、該当がないだけなのか、そもそも使えるかどうかが分からぬ方がいらっしゃるのかというところはあるが、あまりにも活用されないとということがあれば、要件の緩和を考える必要がある。その時には、犯罪の範囲を広げるか、故意過失の要件を取るか、親子要件を取るかといったところは、またご相談させていただきたい。

(調査官)

- 委員がおっしゃる通り、公判期日の直前になって弁護士の支援を受けたいと申し出る方がおられるることは、被害者参加制度が始まって以後、警察でも把握している。そこで、被害者支援センターについては、直後に被害者にご案内し、検挙のときや送致など各段

階で説明する人を替えたりご本人だけでなくご家族に言ってみたりしているが、一步踏み出すハードルの高さというのは、被害に遭われた方でないと分からぬものだと思う。

何度もご案内することで支援センターに繋がったり、自分で電話相談されたりという人も多いが、なかなか踏み切れない方にも更なるサポートができるように努めたい。

(委員)

- 私たちも、県警でも被害者支援センターのことは言われているし、検察官が今になって初めて言ったわけじゃないと思っていて、なぜそこが繋がらないのかなと思っている。支援センターのことをお伝えしたときの反応というのは、「そこまでは...」みたいな感じですか。

(調査官)

- 警察官には「分かりました。考えます。」とおっしゃる方が多いという印象。何度か連絡はするが、被害に遭った後は電話に出るのも難しい精神状態になる時期もあるので、度重なる連絡で追い込むことのないよう、状況を考慮して連絡を控えることもある。

捜査員も支援センターならきちんと支援し、弁護士相談も提案してくれるし、弁護士に繋がれば良い結果になるのも周知されてきており、支援センターへの情報提供件数は着実に増えているが、ぎりぎりまで決められない方もいらっしゃるので、準備期間が取れるようにサポートしていきたい。

(委員)

- 裁判が近くなったりぎりぎりになったり、もしくは証人尋問みたいな話になったりで急に被害者が慌てて動くみたいなこともあるのでしょうか。

(事務局)

- 被害者支援センターの告知について、昨年先生からご意見いただき、11月が被害者支援週間というのもあるので、11月の毎週金曜日にFacebookとXで、被害ごとの相談先というのを全部出そうということで、今年度も投稿する予定。

また、今年度新たに8つの市町の方で条例が施行されたというのもあり、市町の広報紙に被害者支援センターのことを載せてくださいということで、当課で原稿を作つてお願いをしており、昨年もやったんですが、今年は去年よりも反応が良く、載せててくれており、市町の方でもそういう認識も持つてくれていると思う。

引き続き、被害者支援センターの広報は実施していきたいと思う。

- 被害者と加害者にならないための教育について、もともと取組方針に性被害と書いてあるが、委員がおっしゃった、「生徒指導のてびき」などでも、広く性被害に限らずにやってくださっているので、そこは学校現場と話をしながらになるかと思う。

## 【議題2に関する各委員からの御意見等】

(委員からの御意見（事務局からの報告）)

- ニーズはあると思う。犯罪被害に遭った方は、突然のことで、どんな支援があつて、自分はどんな支援を受けられるのか分からぬ状態なので、そもそも支援にたどり着けないのではないか。
- ソーシャルワーカーがいる病院もあるが、犯罪被害者支援を熟知しているわけではないので、その辺のご案内ができないという状況もある。
- 被害者の方は突然のことで、何があるかわからないということで、何か言われてもイエスかノーかでしか、答えられないことが多いので、制度を熟知した支援員の方が提案型で教える必要があるのではないか。

(委員)

- そもそも私どもがこの制度を使わせていただいているので皆さんの方からご意見をいただけたとありがたい。委員に研修等をしていただいているが、この制度は絶対必要な制度だと思う。

ただ、委員がおっしゃったように、ニーズそのものはあるにも関わらず、支援員の方で提供できていないことが問題なのか、どうすれば良いというような意見をお伺いしたい。

(委員)

- 本人、被害者の方、ご家族の方、支援センター、さらに社会福祉士といった具合に、多段階に分かれているので、なかなか被害者本人とそのご家族まで届きにくい点があると思う。
- 先ほどの説明のように、センターの支援員の方のスキルアップをしていく、例えば社会福祉士国家試験も受けていただくと良いと思うが、多段階の前に、支援員の方が社会福祉士さんのようなコーディネーター役、情報の斡旋、場合によってはそこまですると非弁行為になるかもしれないが、もし資格等があれば具体的なカウンセリング等もできるということで、多段階が解消緩和されると思う。

(委員)

- 特に福祉サービスについて、どんな相談をして、何をしてくれるのかを利用者に周知できていないと思う。例えば、レストランのメニューみたいのがあって、これは福祉サービスの制度が使えるのではないかというように具体例まであれば、こういうことが利用できるんだということが分かって、初めて利用できると思う。

利用者の立場からすると、いつ、どのように使える制度なのかが分からぬ。だから、相談してみようという人が少ないのではないか。

(委員)

- 医療や福祉サービスの利用について、助言者として私が対応させていただいている。その中で、センターに電話を差し上げて、どうですか、何か相談がありますかというふうにお尋ねしている。センターへの助言は期間も随分経っているので、やりとりも円滑に遠慮無く話ができると思う。
- ただ相談件数が、現在0件ということで、うまく活用できていないというのは私の方でも実感しているところ。どんな相談をしたらいいのか、相談員の方がこれを聞いてみようと思い浮かべていただければと思う。
- 研修の内容は資料に記載のとおりで、講義やグループワークを行っている。
- 資料にはないが、先日今年度の第2回をやって、これは被害者支援のハンドブックをベースにして、ページ数もかなりあるので、これをコンパクトにまとめて全体をおさらいする形でやらせていただいた。
- 研修の中では、最後の方で最近のトピックスについてお伝えする時間を設けたりしている。例えばセンターから、第三者行為による被害の保険の利用について、国の方も通知を出しているが、まだ難しいということを相談いただいて、助言を兼ねて研修の中に入れたということもあるので、相談で1件としてもいいかもしれない。

このような形でセンターとコミュニケーションを取って、そのとき必要なものを研修でフィードバックするというようなこともやっている。そういう取組をしている中で、件数が上がってないので、もうひと工夫というところであれば、先ほどのお話にもあつたが、私もケースカンファレンスというか、このケースにこういうふうなやり方をしたんですよというスーパービジョンを行うようなこともあろうかと思う。どういう根拠で、

こういうふうな対応をしたのかというところを見ていくことによって、このケースの課題というのはここにあるのではないかということにたどり着くという手法もできるかなと思っている。

ただ、事例そのものに関わるということを助言のところであまり想定していないよう感じます。やはり守秘義務のところもあるかと思う。少し遠慮がちなところもあるが、方法としては事例を用いての検討というか、相談員の方がどのように関わってというのを振り返るというのは、とても実践的な方法だと思っている。

(委員)

○ 一県民としてこういった事業が実施されていること自体を全く知りませんでした。なのでこういった事業が行われているということを、何らかの方法で告知していただけますと助かります。

また、どんなときに利用するサービスなのか、どこに相談をすればいいのか、その辺まで教えていただけますとありがたいです。

○ 制度を利用する際の窓口について、住んでいる地域によっては窓口が遠方になって利用が難しいというのもあると思う。その辺も知りたい人はいると思うので、具体的にというのは難しいかもしれないが、周知していただけますと利用しやすいと思います。

(委員)

○ 実際の相談者数の少なさについて、そもそも多くの被害者とかご家族が、こうした支援制度の存在自体を知らない、あるいは被害直後は心理的に混乱が強くて、自ら情報を検索する余裕がないということがあると思う。例えば、警察とか弁護士会、医療機関の初期対応の段階で積極的にパンフレットの配布などをする必要があると思う。

○ 手続きや申請の経路について、経路が複雑だと精神的、時間的な負担となる場合もあるし、センターなどが存在していても、保健とか福祉の領域とは別ルートで動いているとか、あるいは利用者がどこに相談すればいいのか迷う場合にアクセスしにくいと思う。そこでもう少しワンストップ体制を強化していけば良いと思う。

○ 情報の発信の改善について、行政のホームページとかSNS、公共施設の掲示板だけではなくて、大学や学校、弁護士会、医療機関へのポスターの掲示であったり、最近はQRコードを利用した広報も増えているので、スキャンするだけで案内できるカードを配布するなどするとアクセス数が増えると思う。要するにわかりやすい言葉で、どんな人がどんなときどこで利用できるのか、それを明確に提示していただくと良いと思う。

(委員)

○ 私以外の弁護士は理解していたかもしれないが、私の意見として聞いていただきたいが、正直これを見たときにここまでやってもらえるんだと思った。

私自身、被害者支援センターの方からカウンセリングとかにも使えるという説明は受けていますが、カウンセリングとなったときに弁護士が思い浮かべるのは、メンタルの不調に陥ってらっしゃる方に対するカウンセリングだと思ってしまう。具体的な支援の内容を見ると、保健医療に関する助言とか高次脳機能障害のときのサービスだとか、その辺まで踏み込んでカウンセリングという形でやっていただけるんであれば、かなりニーズがあると思う。

なぜならば、今私たちが法律支援でついたときに、被害者の方はどこに言ったらいいかわからないから私たちに言う。私たちも分からないので、必死でホームページとか調べて、こうだと思うんだけど病院にソーシャルワーカーさんもいると思うから、ちょっと聞いてみてという対応をしてしまう。

それを社会福祉士さんにお願いできれば、私たちは法律支援に集中できる。そういう意味で利用件数を増やすには、支援センターをハブに使うということが大事だと思う。

私以外にも弁護士側でこの制度を知らない人がいると思うので、弁護士側でも一旦引き取って、別途そういう方のニーズがあれば、支援センターにつないで、社会福祉士さんにもつないでいただけるというのは、今後の弁護士会の委員会等で扱いたい。